

「信用取引に関する覚書」新旧対照表(平成22年7月23日改正)

下線を付した部分が改正点となります。

新	旧
<p>1. 総則</p> <p>(1) 本覚書は、信用取引口座設定約諾書、<u>金融商品取引法等関連諸法令並びに諸規則等の規定に基づくこととし</u>、甲はこれらの取決め及び乙の作成する信用取引の契約締結前交付書面及び信用取引ルール(以下「<u>契約締結前交付書面等</u>」という。)を十分理解したうえ、自己責任の原則に基づき、ルールを遵守して本信用取引を行うこととする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 委託保証金</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 本信用取引の<u>委託保証金維持率は契約締結前交付書面等に定める率とする</u>。委託保証金率が<u>委託保証金維持率を下回った場合</u>、甲はその翌々営業日の正午までに乙に対し、<u>委託保証金率が契約締結前交付書面等に定める率以上となるために必要な額又は最低委託保証金 30 万円以上となるために必要な額のうちいずれか大きい額の追加委託保証金を乙からの請求の有無を問わず差入れることとする</u>。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. その他</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 本覚書に規定のない事項については、<u>契約締結前交付書面等の定めに従うものとする</u>。乙は契約締結前交付書面等の内容を変更する場合、甲にその変更事項を通知することとする。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、甲がその変更に同意したものとする。当該通知は、その内容が甲の従来の権利を制限する若しくは甲に新たな義務を課すものでない場合又はその変更が軽微である場合、電子メール又は Web サイト上への掲載等電子媒体による方法等に代えることができるものとする。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>1. 総則</p> <p>(1) 本覚書は、信用取引口座設定約諾書、<u>金融商品取引法等関連諸法規並びに諸規則等の規定に基づくこととし</u>、甲はこれらの取決め及び乙の作成する信用取引の契約締結前交付書面及び信用取引ルール(以下「<u>契約締結前交付書面等</u>」という。)を十分理解したうえ、自己責任の原則に基づき、ルールを遵守して本信用取引を行うこととする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 委託保証金</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 本信用取引の保証金維持率は30%とする。委託保証金率が保証金維持率を下回った場合、甲はその翌々営業日の正午までに乙に対し、委託保証金率が<u>33%</u>以上となるために必要な額又は最低保証金 30 万円以上となるために必要な額のうちいずれか大きい額の追加保証金を乙からの請求の有無を問わず差入れることとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>5. その他</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 本覚書に規定のない事項については、<u>契約締結前交付書面等の定めに従うものとする</u>。乙は契約締結前交付書面等の内容を変更する場合、甲にその変更事項を<u>書面</u>で通知することとする。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、甲がその変更に同意したものとする。当該通知は、その内容が甲の従来の権利を制限する若しくは甲に新たな義務を課すものでない場合又はその変更が軽微である場合、電子メール又はWebサイト上への掲載等電子媒体による方法等に代えることができるものとする。</p> <p>(以下省略)</p>

以上